

労働保険特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 本特別会計は、労災保険事業及び雇用保険事業に関する政府の経理を明確にするため設置
- 労災保険は、業務上の事由等による労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするための保険給付及び被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業（※ 労働福祉事業より名称変更）を行うもの
- 雇用保険は、労働者の失業中の生活の安定、再就職の促進等を図るための失業等給付及び雇用機会の増大等を図るための雇用保険二事業を行うもの
- 制度の公正・的確な運営を図るため国が管掌することが必要であり、保険事業として収支の均衡を図りつつ事業の安定的・適正な運営を行うため他の経理との区分が必要

【2 改革の方針】

労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第23条」（抄）

【3 改革の進捗状況】

- 行政改革推進法を踏まえ、また、安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、雇用保険制度について、国庫負担、保険料率、雇用保険三事業、給付等の在り方を見直し、所要の法改正を行った。また、労災保険制度についても、労働福祉事業の在り方を見直し、所要の法改正を行った。

以下、具体的な改革の進捗状況は別紙のとおり。

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の概要

行政改革推進法に対応し、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、所要の法改正を行う。

1 行革推進法に沿った見直し

(1) 失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し

- 高年齢雇用継続給付に係る国庫負担を廃止し、当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げ(25% → 13.75%)

(2) 保険料率の見直し

- 失業等給付の弾力料率を±0.2%から±0.4%に拡大 ※ 平成19年度からの料率 1.6%→1.2%
- 雇用安定事業等の弾力条項の連続発動期間の制限(2年間)を撤廃 ※ 平成19年度からの料率 0.35%→0.30%

(3) 雇用保険三事業及び労働福祉事業の見直し

- 雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業を廃止
- 労災保険の労働福祉事業のうち、労働条件確保事業を廃止、事業名を変更

(4) 船員保険制度の統合等

- 船員保険制度のうち労災保険及び雇用保険に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、それ以外の部分を全国健康保険協会に移管

2 直面する課題への対応

(1) 被保険者資格及び受給資格要件の一本化

- 短時間労働被保険者(週所定労働時間20~30時間)の被保険者区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を一般被保険者として一本化(短時間労働被保険者以外の一般被保険者6月・短時間労働被保険者12月→被保険者期間12月(解雇、倒産等の場合6月))

(2) 育児休業給付制度の拡充等

- 休業前賃金の40%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%) → 暫定的に50%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に20%)
- 基本手当の算定基礎期間との調整

(3) 教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し

- 教育訓練給付の受給要件を当分の間初回のみ緩和(3年→1年)
- 雇用安定事業等の対象に「被保険者になろうとする者」を明確化

(4) その他

- 特例一時金の給付水準を基本手当日額50日分から30日分(当分の間40日分)に適正化
- 教育訓練事業者に対する不正受給事案に加担した場合の連帯返還・納付命令、報告義務の付与

施行日：公布日(平成19年4月23日)(保険料の引き下げは平成19年4月1日から適用し、平成19年度の労働保険年度更新手続の申告、納付期限は、6月11日までに延長。

2のうち失業等給付の見直しについては、同年10月1日、1の(4)は平成22年4月1日等)

雇用保険三事業の見直しについて

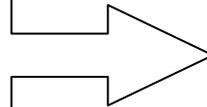
1 経緯

行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年2月より、費用負担者である事業主団体の参画により、「雇用保険三事業見直し検討会」を開催。雇用の安定や雇用の増加に資するか等、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定する等事業の徹底的な見直しを実施。

2 見直し内容

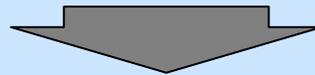
- 雇用福祉事業の廃止:かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、事業類型として廃止。

①雇用安定事業
②能力開発事業
③雇用福祉事業



①雇用安定事業
②能力開発事業

- 雇用安定事業及び能力開発事業については、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について不断の見直しを実施。



平成18年度予算額 4,167億円⇒平成19年度予算額 3,563億円(▲604億円(▲14.5%))

※ 雇用福祉事業は、暫定的・経過的なもののみ計上(18年度予算額873億円→19年度予算額51億円)。

雇用保険二事業(三事業)の改革に係るこれまでの取組

雇用失業情勢、雇用構造の変化に機動的に対応した予算の策定

- 雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチ解消等へ。
 - ・ 就職支援ナビゲーター、再就職プランナーの設置、ジョブカフェの設置等
 - ・ 雇用調整助成金の予算圧縮（15年度予算262億→16年度予算179億→17年度予算142億→18年度予算102億円→19年度予算23億円）
 - ・ 二事業(三事業)予算額(12年度予算7,208億→13年度予算6,891億(▲4.4)→14年度予算6,168億(▲10.5)→15年度予算5,770億(▲6.5)→16年度予算5,073億(▲12.1)→17年度予算4,771億(▲6.0)→18年度予算4,167億(▲12.7)→19年度予算3,563億(▲14.5))
- 関係独立行政法人の業務見直し・運営効率化により、支出を大幅に圧縮。
 - ・ 15年度予算2,821億→16年度予算2,422億(▲14.1)→17年度予算2,299億(▲5.1)→18年度予算2,057億円(▲10.5)→19年度予算1,775億円(▲13.7)

※ () 内は対前年度削減比(%)

助成金の整理合理化

- 利用実績等から政策的必要性が低下している助成金については廃止するなど整理合理化。
 - 61本→39本(13年度予算/3,914億)→35本(15年度予算/2,698億)→29本(16年度予算/2,215億)→24本(17年度予算/2,030億)→20本(18年度予算/1,619億)→14本(19年度予算/1,194億円)
- 今後とも、不断の見直しを実施。

説明責任の徹底

- 保険料を負担する事業主の団体(日本経団連、日商、全国中央会)と定期的に懇談会を開催し、その意見も踏まえ事業を実施。

労働福祉事業の見直しについて

1 経緯

行革推進法を踏まえ、平成18年3月より、費用負担者である事業主団体の参画により、「労働福祉事業見直し検討会」を開催。新たな事業を保険給付の補完、労災の防止等、労災保険にふさわしいものに限定。

2 見直し内容

(1) 労働条件確保事業の廃止

- ①社会復帰促進事業
- ②援護事業
- ③安全衛生確保事業
- ④労働条件確保事業

- ①社会復帰促進事業
- ②援護事業
- ③安全衛生確保等事業（保険給付事業の健全な運営を確保するための事業）

(2) 事業名の変更

「労働福祉事業」

「社会復帰促進等事業」

※ その他、個別の事業について、PDCAサイクルで不断のチェックを行い、合目的性、効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施。



平成17年度予算額	⇒	平成18年度予算額	⇒	平成19年度予算額
1,222億円		1,111億円(▲111億円(▲9.1%))		999億円(▲112億円(▲10.1%))

これまでの労災保険制度の見直しの実施状況

1 事業主等の関与による見直しの実施

(1) 費用負担者への説明責任を徹底

- ・ 保険料負担者である事業主の代表（日本経団連、日商等）と予算等について定期的に意見交換する懇談会を平成2年より開催
- ・ 保険料率を含め重要事項は公労使で構成される審議会で決定

(2) 労働福祉事業の各事業につき成果目標の設定などにより事業の継続的見直し（設定された成果目標について評価を行い、目標管理を徹底。平成17年度から実施）

2 これまでの具体的成果

(1) 休養施設及び労災保険会館は平成17年度末で既に全廃（7箇所 → 0箇所）

(2) 労災病院を整理・統合（37 → 30。平成19年度末まで）

(3) 労働福祉事業費 1,765億円（平成9年度予算） → 999億円（平成19年度予算）（43%減）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
労働福祉事業費 （億円）	1,765	1,764	1,604	1,534	1,508	1,431	1,383	1,284	1,222	1,111	999

(4) 労災保険料率は、労災防止対策の実施、効率化の努力等による支出の抑制により、一貫して引下げ。（平成18年度も引下げ）

→ 事業主の負担を大きく軽減

平成元年度 1.13% → 平成18年度 0.70%